

## 第1回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会 【議事概要】

【日時】 令和8年5月27日（水） 10時～11時05分

【場所】 市役所8階大会議室

【出席委員】 6名（敬称略）

川越敏司（委員長），柴田久代（副委員長），車福順，工藤敏夫，中村馨，  
小田達也

【函館市】 6名

（事務局）宮田市民部長，東出部次長，根本くらし安心課長，木川主査，  
平田主査，池田会計年度任用職員

【傍聴者】 1名

発言者	発言要旨
1. 開会 （事務局）	ただいまから，第1回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を開催いたします。本委員会では，検討過程についても広く市民に公表し，より開かれた形で条例の検討を進めていくため，議事録の公開を行いたいと考えておりますのでご了承願います。
2. 挨拶	（宮田市民部長挨拶）
3. 委員紹介 （事務局）	（委員を名簿順に紹介）
	（事務局職員を紹介）
4. 委員長・副委員長選任 （事務局）	函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱第4条第2項の規定により委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが，皆様，いかがいたしましょうか。 （事務局一任の声） 事務局一任の声が上がりましたので事務局案といたしまして，川越委員に委員長をお願いしたいと思いますが，皆様いかがでしょうか。

	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議ございませんでしたので、委員長は川越委員にお願いします。それでは川越委員，委員長席へお願いします。</p> <p>続きまして，副委員長の選任ですが，設置要綱第4条第3項で「副委員長は，委員長が指名する委員をもって充てる」とありますので，委員長から指名していただきたいと思います。</p>
川越委員長	副委員長につきましては，函館被害者相談室で室長を務めていらっしゃる柴田委員にお願いしたいと思います。
柴田委員	ご指名ですので，お引き受けいたします。
(事務局)	<p>川越委員長からご指名がありましたので，副委員長は，柴田委員に決定いたします。柴田委員は副委員長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それではここで川越委員長からご挨拶をお願いいたします。</p>
川越委員長	(川越委員長挨拶)
(事務局)	これからの会議は委員長を議長として進めていただきたいと思いますので，川越委員長，よろしくをお願いいたします。
5. 資料説明 川越委員長	<p>それでは次第に従って議事に入りたいと思います。</p> <p>配付された資料について事務局から説明願います。</p>
6. 質疑・意見交換 川越委員長	これから皆さんの質問や意見をお受けする前に，犯罪被害者への支援等の検討をするうえで，犯罪の発生状況等についても把握しておいたほうがよろしいかと思います。市内の犯罪の発生状況や特徴などについて，北海道警察函館方面本部の小田委員に説明をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。
小田委員	函館市内の刑法犯の認知件数については，令和3年が989件，令和4年が974件，令和5年が1,078件，令和6年が1,232件，令和7年が1,229件でありまして，過去5年平均では，年間約1,100件となっており，これだけ犯罪が発生しているといった

	<p>現状にあります。犯罪被害というのは、いつ自分の身に振りかかるか分かりません。安全で安心な地域社会には犯罪の抑止というのは元より、犯罪被害にあってしまった時に、被害を軽減して少しでも早く日常生活を取り戻せるように、被害者やそのご家族を支援する社会全体の仕組みが必要となります。犯罪被害者を支援する条例というのは、その仕組みの根拠となりますので、是非、函館市において制定していただければと考えております。</p>
川越委員長	<p>次に、被害者がどのようなことを心配されているのか実際に被害者の相談対応されている柴田副委員長から、最近の被害相談の状況等について説明いただけますか。</p>
柴田副委員長	<p>犯罪や交通事故などの被害に遭われ、精神的に悩んでいる方やそのご家族に対して、心のケアに努め、1日も早く元の生活に戻るよう週1回電話相談や面接相談などの支援活動をしております。函館被害者相談室には、年間20～40件の相談がありますが、その中で、条例の対象と思われるような深刻な事案で相談室にたどり着くような方は少ないです。些細な事件ではあっても、本人にとっては、悔しさや怒り、恐怖、不安等、深刻なものがありまして、自分ではなかなか納めきれず、あきらめきれず、何とかならないかと相談された方もいます。事件の大小にかかわらず日常生活が脅かされて、心身にダメージを負われている方が結構いるということは言えると思います。被害に遭われるということは、突然、こういう理不尽な出来事に巻き込まれてそれまでの平穏な生活が一変します。心のダメージ、様々な怒りとか悔しい思い、不安な思い、恐怖感ですとか、複雑な混乱した感情に見舞われて長く続きます。しかし、周りには理解されず、「忘れなさい。」とか、「あまりくよくよしないで。」とか、「気にせず早く元気出さなさい。」などの言葉がなかなか本人の心情とはマッチせず、理解されず、自分のことを誰もわかってくれないと孤立してしまうことがあると思います。その結果、本人に落ち度はないけれども、外出できないとか、引きこもってしまうとか仕事もできず、生活苦に直面して生活の不便さが襲ってくるということがあります。個人的な運、不運の問題ではなくて、個人の対処能力を超える部分があります。大きな社会問題の一部かなと思いますので、社会とか地域全体が傷ついている人をケアし、支えることが必要だと</p>

	<p>感じております。当事者にとっても、地域で支えられている支援があることがとても精神的な支えになると思うので、是非、条例の成立を願っております。</p>
<p>川越委員長</p>	<p>ここまで小田委員と柴田副委員長から、それぞれの立場から状況説明していただいたので、これから皆さんと質疑、応答していきたいと思っていますが、柴田副委員長の説明にもありましたが、今回の条例がどのような犯罪被害を取り扱っていて、どこまで支援するのかに関しまして、先ほど事務局から説明がありました資料4に、道内の森町等の各市町村で支援の内容について整理されています。市町村ごとに若干グラデーションがありまして、扱う範囲とか支援の範囲が違ってきます。これらを見ながら、函館市としては、どこまで支援するのかということを念頭に置いて、議論していく方が有益と思っています。今、柴田副委員長から犯罪被害者の実態についての話をいただきましたが、まず最初に確認しておきたいのは、「犯罪被害者」とは誰なのかということです。手元に他市町村の条例がありますけれども、犯罪被害者とは原則的にはおそらく事後的なもの、つまり、実際に犯罪に巻き込まれてしまった後の人を指すものであって、例えば、未然のこういう犯罪に巻き込まれそうだとか、怖い思いしているとか、脅されているというまだ検挙されていない、犯罪として被害届が出されていないとか、そのような部分は扱わないのかと思いますけれども、犯罪被害者は誰なのかということをはっきりしておかないと条例として誰をどこまで支援するという議論が錯綜すると思いますので事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>犯罪被害者とは、犯罪等により害を被った方や、その家族または遺族を想定していきまして、こういった犯罪かと言いますと、犯罪被害者等基本法に規定されているとおり、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と規定しておりますので、殺人や強盗、放火、不同意性交、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為であると考えております。また、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、刑罰を科せられる行為に類する行為であって、相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為、例えば、いじめ、虐待、</p>

	DV, 性暴力等が該当するものと考えております。
川越委員長	今の説明では, 犯罪に準ずるということについては, 刑法等には直接には関わっていないものかと思いますが, 少なくとも関連の虐待防止だとか差別禁止だとか, 何らかの条例ないし法律の規定に基づいて, 被害が特定されたものを対象とするという理解でよろしいですか。
(事務局)	はい。
川越委員長	これで, 今回の条例がどういう方を対象としているのか明確になってきたと思います。ここから, 皆さんの意見をいただきながら函館市の条例として, どこまでの範囲を支援としていくかということも議論していきたいのですが, 今回の条例と, 条例に伴う函館市の対応については, 先ほど事務局から説明がありましたが, 多機関ワンストップサービスの開始ということで, おそらく犯罪被害者の方がいろいろなところで, 役所の中をたらいまわしになることが無いように一元的に対応していくという体制づくりということもあればと思います。資料2に函館市の対応の現状等の図式がありましたが, ワンストップサービスというものの状況が見えてくるとと思います。体制づくりについて事務局に確認したいのですが, 児童, 女性, 高齢者や障がい者等, 相談するうえで, 特別の支援が必要な方がいると思いますが, 相談がしづらい状況にあっては, どういう支援を予定されているのかイメージとしてお話しいただけますか。
(事務局)	身体的, 精神的な状況により, 意思疎通がとりにくい方には, まずは聞き取る部分が大切ですので, 被害者の方がどうしてほしいとか要望をお聞きすること, その要望を聞くにあたって, 例えば, 視力障がい者の方であれば音声読み上げ機能での対応, 聴覚障がい者の方であれば, 筆談ですとか函館市の障がい保健福祉課におります手話通訳者ですとか, 精神障がい者の方であれば, 専門である精神保健福祉士や保健師等とともに, 暮らし安心課の総合的対応窓口の職員が対応にあたることを検討したいと考えております。また, DV や性暴力であれば, 市の女性相談員が, 児童虐待であれば, 子ども見守り相談課に家庭児童相談員がおりますの

	<p>で、そちらの職員とも連携して、まずは何を希望されているのかや、状況を丁寧に聞き取る対応を検討していきたいと考えているところでございます。その後は望まれる内容に応じて、今後新たに策定する支援策や、既存の支援制度につなげていきたいと考えております。</p>
川越委員長	<p>いろいろなニーズがあるという前提で進めていきますが、他市町村の条例でも、取り扱う犯罪被害者本人に対する支援がありまして、被害を被った方のご家族やご遺族への支援ということも視野に入っていると思いますが、児童や女性、障がい者とか、本人ではなかなか相談できなくて、代理の方が相談されるときに、代理の方というのは家族なのか第三者の支援者によっては対応のしかたも違ってくるかと思いますが、条例で想定されるような相談の流れと言いますか、誰が相談する権利を持っているかというところを教えてください。</p>
(事務局)	<p>一義的にはご本人とその家族となりますが、ご家族も難しいということであれば、例えば民間支援団体の方が想定されると思います。どなたまでが相談できるのかといった範囲については今後検討してまいりたいと考えております。</p>
車委員	<p>質問というよりも、こういう条例を作っていただきたいという意見になりますけれども、条例なので、あまり細かいところを、どう運用するかというところまでは、定められないと思っています。それを前提に、現状、被害者の方は、民間支援団体の方へ相談に行く場合も多いと思っており、函館市では性暴力に関しては、道南 SART が運用されているので、条例を作成する際は、資料 4 で比較状況がありますけれども、民間支援団体に関する援助についても入れていただきたいと思っています。そうすることによって、現在できている運用も維持しつつ、市として強化できるのではないかと思っています。また、そのほかに最近の動向では、損害回復とか経済的支援を入れている条例がとて多く、私としても、是非、入れていただきたいと思っています。理由としては、被害にあった場合、交通事故ですと保険があるので経済的支援ができますが、それ以外の被害に遭われた方ですと、結</p>

	<p>局，加害者からお金を回収するのがとても難しいものがあります。特に重大犯罪ですと，刑務所に行って数年戻ってこないの  で，そういった意味では，経済的支援も是非入れていただきたい  と  思っております。各市の条例を拝見すると，きちんと見舞金い  くらと特定されているというのもありますけれども，規則に定め  られているものもありますし，札幌市だと元々，要綱があつて，  それに従って，経済的支援を実施していて，後から条例を作った  という関係だと思いますが，札幌市の条例は特に金額が定められ  ていないので，両方いい点があると思っております。抽象的に特  に金額を定められていないものは，後々の運用で柔軟に変更でき  るので，給付金額を増額したりとか，私としては是非，弁護士相  談の費用1回分ぐらいは，援助していただきたいという気持ちがあ  るので，そういった意味でも，抽象的なものが良いと思いま  す。一方で，函館市の場合は，おそらく今までは，こういう規定  もなかったの  で，条例に定めておかないと運用が実施できないと  いうこと  もあると思  いますので，どちらが  いいのかは迷うところ  ではあり  ますが，経済的な支援は入れて  いただきたいと思  つてお  ります。</p>
川越委員長	<p>ご指摘は支援に関して2点と思  います。経済的な支援としては，  国からの犯罪被害者に対する支  援制度はありますが，ただそれ  につ  いては，私が見聞きした範囲  では，実際に支給されるまで  随分  長いので，その間をどう支援  するかということが1番深刻  かと思  つてお  ります。そこを市町村レベル  で支援する  という立  て付け  で進めた  方が，条例の意義もあると思  つてお  ります。車委員の意見を  活かし  つつ，  そうした  方向で  整理し  てい  けば  と思  つてお  り  ま  す。具体的  にど  んな支  援，ど  うい  う者  に  対  して  ど  れ  だ  け  支  援  す  る  か  に  つ  い  て  は  今  後  の  ニ  ー  ズ  に  応  じ  て  変  わ  っ  て  い  く  部  分  も  あ  る  と  思  い  ま  す  が，車委員  のおっ  しゃ  る通  り  で，  条例  に書  く  と  い  う  よ  り  は，  運  用  規  定  等  で  詳  細  を  決  め，  条  例  で  は，  そ  う  い  う  支  援  を  す  る  と  明  記  を  す  る  範  囲  に  止  め  て  お  く  と  い  っ  た  方  が  よ  ろ  し  い  と  思  つ  て  お  り  ま  し  て，  弁  護  士  費  用  も  そ  う  で  し  ょ  う  し，  ま  た  精  神  的  な  被  害  あ  る  い  は  身  体  的  障  が  い  等  を  発  症  し  た  後，  カ  ウ  ン  セ  リ  ン  グ  を  受  け  る  だ  と  か，  リ  ハ  ビ  リ  す  る  と  か  も  視  野  に  入  っ  て  く  る  と  思  い  ま  す  の  で，  い  ろ  い  ろ  な  形  で，  ニ  ー  ズ  に  応  じ  て  支  援  が  で  き  る  よ  う  に  な  れ  ば  非  常  に  素  晴  ら  し  い</p>

	<p>と思っています。市には予算の都合もあると思いますが、積極的に進めていければと思っています。民間支援団体の支援に関しては、資料4だと、札幌市は規定があり、条例第9条にその支援が書いてあり、基本的な情報提供が主な支援となっているように思います。その他必要な支援というところに、経済的な支援も入ってくるかもしれません。この辺りをどうするかというのは、事務局でも、札幌市の状況等を把握していただきながらやっていただきたいとか、被害者の方がご自身でなかなか訴えることができない状況の時に、民間支援団体の協力が必要かと思っていますので、可能な限り民間支援団体の方が協力しやすい体制作りができればよろしいかと思っています。</p>
(事務局)	<p>犯罪等に遭われた方への経済的支援というのは重要であり必要なことだと認識しておりますので、今後検討を深めていきたいと考えております。ご指摘があった点を条例案の骨子に盛り込めるよう次回までに検討してお示ししたいと考えております。</p>
川越委員長	<p>今後条例を作ることで、これまで光が当たってこなかった、犯罪被害者の方の支援というものが手厚くなっていくことで、もちろん犯罪の防止も重要ですが、その後の支援も整っていくことで、安全、安心、また、暮らしやすい函館市になっていくと思います。一方で、この制度を悪用することがあってはいけないと思っています。例えば、先ほどの犯罪被害者のご家族など範囲にも関わりますが、これまで全然関係がなかった遠い親族が制度を利用して経済的支援をして欲しいと、お金を要求してくるとか、場合によっては、闇バイトのような、人を雇ってわざと怪我をさせたり被害に遭わせてお金を取る犯罪に利用される可能性も無いとは言えないのではないかと思います。条例が犯罪に利用されないような仕掛けは何か考えられているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>資料4の項目にはありませんが、他都市の条例にもその点は謳ってありまして、やはり何でも支援ができるということではないので、例えば、犯罪被害者自身が犯罪行為に関与していた場合ですとか、暴力団員である場合など、支援を行うことが社会通念上、適切でない認められる場合等は、支援を行わないことができるというような規定を設けたいと考えております。</p>

車委員	<p>条例の文言ではないのかもしれませんが、関係機関等が連携をすることについては盛り込まれると思いますが、条例を作った後の運用面で、きちんと継続して、連携を深めていただきたいと思います。条例だけ作っても、なかなか連携が進まなかったら、あまり意味が無いと思っています。資料2で、現在も総合的対応窓口が設置されていますという話でしたが、私の実感としてはなかなか弁護士の方まで、そういう話は来ていないのかなと思っています、法テラスを通して来ているのかもしれないですけども、被害者支援となった時に、特定の部署とか特定の団体だけで支援をするのはとても難しいので、連携をきちんとするのがとても重要だと思っています。条例制定後もきちんと見直しや連携を深めるというような、運用を行っていただきたいと思いますと思っています。</p>
川越委員長	<p>連携ということに関しましては、資料1-1で、中央のピンク線で囲まれた箇所では、地方における途切れない支援の提供体制の構築という、国からのプラン、ビジョンという形で示されているのですが、犯罪被害者等支援コーディネーター等を中心にして、様々な機関と連携してというのが謳われていて、それに向けて、函館市としても、今後体制作りをしっかり行っていただきたいと思いますということで私も賛成するところです。ただし、北海道は広いので、この犯罪被害者等支援コーディネーター、北海道内でそれほどたくさん配置されないのかと思っていますが、北海道内でこれを当てはめると、いろいろな障害があるという印象を持っていますが、道内で犯罪被害者等支援コーディネーターを現状ではどういうところに配置する予定になっているのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>北海道では令和7年11月から犯罪被害者等支援コーディネーターの配置となっておりますが、配置場所などは、道にも確認していきたいと考えております。</p> <p>なお、犯罪被害者等支援コーディネーターから支援調整会議を開催するという事で、市に連絡があったケースは現状ございません。</p>
川越委員長	<p>関連して、資料1-1の下段に、途切れない支援という中に先ほど柴田副委員長からも話があったんですが、犯罪被害者の中には、DV被害とかストーカー被害等で、外に出られないという方も</p>

	<p>いらっしゃると思います。市役所まで来て相談ということが、そもそもできないかもしれない時に、インターネットとか電子会議等を通じて相談したいという要望も出ると思っていて、この第3の緑線の囲みの箇所で、犯罪被害者等支援におけるDX推進ということが謳われていますが、遠隔での相談など、これから検討になるかと思いますが、函館市としてはどのくらいで対応できそうか大体のビジョンをお聞きしたいです。</p>
(事務局)	<p>有識者検討会の取りまとめで、国においてオンライン化の進めを進めていくということになっております。市でも、徐々にオンライン化になっていく流れにはありますが、まだ追いついてない部分もございます。既存の市の相談体制の中では、DVの相談では、現在、ZOOMによるオンライン相談の対応を可能としておりまして、今後検討してまいりたいと考えております。</p>
中村委員	<p>相談の中で、経済的な相談と心身の相談とがあって、まず最初に心身が来るのかなというような気がします。先ほど、支援について悪用という話もありましたし、お金の事でやっぱり悪用されるケースもあると思いますが、精神的なものはそうではないので、まずそこに手を差し伸べるのが大事だと思います。事務局では、まず一義的には市の担当の方が対応されるとのことでしたが、窓口で対応する方達に対する特別な教育は考えられていますか。</p>
川越委員長	<p>被害者の方の精神的なケアは非常に重要なことで、児童、女性、高齢者とか障がい者とか、それぞれのニーズや状況に応じて必要な支援があると思います。函館市として今後、条例が制定された時に、どうきめ細かく支援できるかについて事務局から見通しをお聞かせください。</p>
(事務局)	<p>まず、総合的対応窓口では、丁寧に被害に遭われた方の声に耳を傾け、要望を把握し、有益な制度やサービスを提供することや窓口で何度も同じ説明を繰り返すという苦痛が無いよう、被害者の希望に応じて手続きに同席するなど寄り添うことが重要だと考えております。また、民間支援団体でもいろいろと活動しているので、被害に遭われ方と支援団体とをつなぐということも重要で</p>

	<p>あると思います。中村委員からご指摘ありましたように、そのためには、様々な制度と犯罪に遭われた方を結び付けられるように、対応職員が国や北海道の各種研修を受講、研鑽を図っていくことで対応していきたいと考えております。</p>
川越委員長	<p>おそらく職員自身の研鑽という部分もありますが、相談に来られた時に、職員1人で対応するより、ある程度専門性のある方が同席したうえで、相談する体制づくりも必要になってくると思っています。条例そのものと、条例制定後の市役所の対応、組織体制という急にいろいろとやらなければいけないことがあると思いますが、なるべく、函館市としても市民の方に暮らしやすい社会を実現していくためにも尽力していただきたいと思っています。</p> <p>他に条例でどこまで支援できるのかということいろいろあると思います。資料4を見ていくと、雇用の安定とか居住の安定とか、このあたりはハローワークとか、他の団体につないでいくという視野で作られていると思いますが、委員の皆さんも、犯罪被害者の方には、こういうニーズもあるというお気づきの点があれば教えていただきたいと思っています。また、二次被害の防止というのは、大体どこの市町村も明記されていることだと思いますが、昨今そうしたSNS等で、犯罪被害者の実名が晒されてしまったり、いろいろな被害があると思っています。具体的にはどういう支援を予定されているのかお聞かせください。</p>
(事務局)	<p>二次的被害の防止につきましては、条例制定の根幹でもありますとおり、市民の方が被害者を支援することが必要であることを理解すること、事業者の方も理解し協力していくこと、そこから始まるものであり、報道やネット上の事もそうですけれども、心無い言葉に傷つけられるということが、身近な方に理解されないということが被害者の方にとって一番苦しいのではないかと思います。市といたしましても、市民の方、犯罪被害者の方を雇用する事業者や周りの方の理解を促す啓発物、ホームページなどで、条例のことを皆さんに知っていただき、社会全体で犯罪被害者を支えていこうということを啓発したいと考えております。</p>
車委員	<p>先ほど、委員長から被害者支援でお気づきの点がありましたらということでしたので紹介したいことがありまして、条例を作るう</p>

	<p>えではご承知のことだと思えますが、先ほど被害者の範囲や家族の範囲の話があったと思えますが、確かに経済的支援に関して、お金が絡むものに関しては、不正とかあると思えますが、例えば子どもが被害者の場合、親がとても傷ついて、むしろ親の方が傷ついてメンタルケアが必要な多い場合もあるので、そういった意味ではその支援の対象には、家族等も含めて、家族として支援して話を聞いたり、そういう体制を取っていただきたいと思っております。また、SNSで名前が出されたりということに関しても、おそらくそういう問題は弁護士とか、名誉棄損で言うと警察とかの相談になると思うので、窓口になる方がこういう場合はどこに行けばいいということをお聞きいただくことが大事と思っております。</p>
川越委員長	<p>インターネットとかSNSに関わる話で言うと、実名や自宅が特定されたとかそういう被害があったときに、そのような行為をしている人の発信者を特定するとか、弁護士さんに相談しながらですけど、費用もかかると思うので、そのような支援ができれば、2次被害に関しては色々な手厚い支援ができるのではと思っております。一方で、条例としては被害者の方を支援する、手厚くするという方向でよろしいかと思いつつも、こうした犯罪被害の相談をする際に本人の意思が1番重要かと思っております。例えば、私は障害学を研究していたことがあって、その時に色々な勉強させてもらいましたが、障がい者と支援者という、家族も含めてですが、立ち位置が違って、障がい者が意図していることと、周りがこうあればいいと思っていることが違ったりすることが、障がい者の差別につながることもありますので、もちろん児童とか意思を表明しづらい、意思を形成しづらいという状況もありますが、基本的には、やはり被害者本人の意思で相談したい、支援を受けたいということを受け止めるべきであって、家族から「あなた被害を受けたんだから行きなさいよ。」というような過剰なお節介的なことが無いようにし、条例では市民への啓発ということで、そうした支援に関しては、基本的には本人の意思で、申請して受けていただくというようなことを、何かの形で明記できればよい。それが権利を守るということとお聞きしながら思いました。</p>

工藤委員	私達ではなく、先に市議会議員とかそういう方々が市民の事を考えていく方が良かったのかなと思いました。私自身は相談とかは色々あると思いますので、相談のときは、相手と同じ気持ちで話さなければまずいと思います。専門の方にお話ししても専門の答えしか返ってこない。そうではなくて、自分がそうなったらこうしようかっていうもの考えることが大事だと思います。私の周りには、恵まれない人達というのはたくさんいます。今こうして物価高になっていると被害を受けた人はやはりお金に困っていることが多い。手を差し伸べると言っても、お金をあげるということはいへんだけれども、そういう考えや気持ちで接していただければ1人でも多くの方が助かると思います。
川越委員長	では、次の2回目に、今日、色々議論し、要望等も出たと思いますので、その点につきましては、事務局で改めて整理していただいて次回、進めていきたいと思いますが、その他ということで事務局から報告はありますか。
(事務局)	ただ今委員長からありましたとおり、いただいた意見をもとに、次回までに条例の枠組みや骨子等をお示ししたいと考えております。第2回の開催日時につきましては、スケジュールでお示しました通り、7月下旬の開催を考えておりますので、日程調整のご案内を、後ほどメール等にて送らせていただきますので回答にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
川越委員長	この後、言い忘れたことや、事例、資料について情報提供等がありましたら、逐次、事務局へご連絡していただければと思います。次回のご意見を含めて検討していきたいと思っております。予定時刻を過ぎましたけれども、活発なご意見をいただきありがとうございました。これで本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
(事務局)	川越委員長、委員の皆さまありがとうございました。以上を持ちまして、第1回函館市犯罪被害者等支援条例検討委員会を終了いたします。